

報告第5号

令和元年度健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、次のとおり令和元年度の健全化判断比率を監査委員の意見（別紙）を付けて報告する。

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	6.2	—
(13.00)	(18.00)	(25.0)	(350.0)

備考

- 1 実質赤字額または連結実質赤字額がない場合および実質公債費比率または将来負担比率が算定されない場合は、「—」と記載している。
- 2 括弧内の数値は、国の定める米原市の早期健全化基準である。

令和2年9月3日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、令和元年度決算による健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）を算定し、監査委員の審査に付したので、その意見を付けて、健全化判断比率を報告するものである。